

平成26年第2回大仙市議会臨時会会議録第1号

平成26年4月16日（水曜日）

議事日程第1号

平成26年4月16日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定（1日間）
- 第3 議長報告
・専決処分報告（法第180条関係）
・例月現金出納検査結果
- 第4 報告第1号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第5 報告第2号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第6 報告第3号 専決処分報告について（平成25年度大仙市一般会計補正予算（第9号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第7 報告第4号 専決処分報告について（平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第8 議案第65号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第1号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
-

出席議員（27人）

1番 富岡喜芳	2番 秩父博樹	4番 佐藤隆盛
5番 後藤健	6番 佐藤育男	7番 石塚柏
8番 藤田和久	9番 佐藤文子	10番 小山緑郎

11番	茂木	隆	12番	佐藤	芳雄	13番	古谷	武美
14番	武田	隆	15番	金谷	道男	16番	高橋	幸晴
17番	大野	忠夫	18番	小松	栄治	19番	渡邊	秀俊
20番	佐藤	清吉	21番	児玉	裕一	22番	高橋	敏英
23番	千葉	健	24番	大山	利吉	25番	本間	輝男
26番	鎌田	正	27番	橋本	五郎	28番	橋村	誠

欠席議員（1人）

3番 細谷 洋造

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林	次美	副市長	久米	正雄
副市長	老松	博行	教育長	三浦	憲一
代表監査委員	福原	堅悦	総務部長	佐藤	芳彦
企画部長	小松	英昭	市民部長	山谷	勝志
健康福祉部長	小野地	淳司	農林商工部長	佐々木	誠治
建設部長	小松	春一	上下水道部長	岩谷	友一郎
病院事務長	柴田	敬史	教育指導部長	小笠原	晃
生涯学習部長	滝沢	清寿	次長兼総務課長	伊藤	義之

議会事務局職員出席者

局長	木村	喜代美	次長	伊藤	雅裕
副主幹	田口	美和子	副主幹	富樫	康隆
主査	佐藤	和人			

午前10時00分 開 会

○議長（橋村 誠） おはようございます。

これより平成26年第2回大仙市議会臨時会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） おはようございます。

本日、平成26年第2回大仙市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

今次臨時会においてご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告4件、補正予算案1件の合計5件であります。

今次臨時会につきましては、4月1日の議会と当局職員との顔合わせ会で説明いたしました市道飯田線「館の橋」について、復旧工事を早急に行いたいことから招集させていただいたものであります。

また、地方税法の一部を改正する法律案が平成26年3月31日に公布されたことなどに伴い、大仙市税条例及び大仙市国民健康保険税条例の一部改正について、3月31日付けで専決処分させていただいたほか、平成25年度補正予算についても同日付けで専決処分させていただいておりますので、あわせて報告させていただくものであります。

なお、西部学校給食センター厨房設備工事請負契約につきましては、4月21日に開札を予定しており、契約にかかわる単行案をご審議いただくため、4月30日に臨時会の開催をお願いしたいと存じます。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

【栗林市長 降壇】

午前10時02分 開 議

○議長（橋村 誠） これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、3番細谷洋造君であります。

○議長（橋村 誠） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（橋村 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において17番大野忠夫君、18番小松栄治君、19番渡邊秀俊君を指名いたします。

○議長（橋村 誠） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第３、この際、諸般の報告をいたします。

議会の委任による専決処分報告が市長から、例月現金出納検査結果が市監査委員からそれぞれ提出されましたので、別添お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第４、報告第１号から日程第８、議案第６５号までの５件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤総務部長。

【佐藤総務部長 登壇】

○総務部長（佐藤芳彦） はじめに、報告第１号からご説明を申し上げます。

資料No. １の議案書をご覧願いたいと思えます。

１ページから９ページになります。

報告第１号、大仙市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成２６年３月３１日に公布され、一部を除き、翌４月１日から施行されたことに伴い、地方自治法の規定により大仙市税条例等の一部改正について、平成２６年３月３１日付けで専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認をお願いするものであります。

改正の内容についてであります。まず、市民税につきましては、地方交付税の財源を確保することを目的として地方法人税が創設されたことに伴い、法人市民税の法人税割額の税率を「１００分の１４．７」から「１００分の１２．１」に引き下げるものであります。

また、肉用牛の売却による事業所得にかかわる課税の特例及び優良住宅地造成等のた

めの土地等の長期譲渡所得にかかわる課税の特例について、それぞれ特例期間を3年延長するほか、少額投資非課税制度、いわゆるニーサの非課税口座から相続等によって株式等を取得した場合の市民税の課税の特例にかかわる規定を整備するものであります。

次に、固定資産税につきましては、国が一律に定める税率を地方自治体が自主的に条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置が、公害防止施設においても導入され、同施設にかかわる固定資産税の税率を施設の区分に応じて4分の3から3分の1までの範囲で軽減するほか、耐震基準適合家屋にかかわる軽減措置を受けるための手続規定の整備や公益法人移行期間の終了に伴う当該移行法人の非課税措置を廃止するものであります。

次に、軽自動車税につきましては、税率を引き上げるもので、主なものとしたしましては、50cc以下の原動機付き自転車につきましては「千円」から「2千円」に、自家用軽自動車は「7,200円」から「1万800円」に、貨物用軽自動車・軽トラック等は「4千円」から「5千円」に、農耕作業用の小型特殊自動車、トラクター類につきましては「1,600円」から「2,400円」に、それぞれ税率が引き上げられます。

また、軽自動車においても普通車と同様に、一定年数を経過し、環境負荷が大きくなる車に税率を重加する「グリーン化税制」が導入されたことに伴い、新車の登録から13年を経過した三輪以上の車両につきましては、税額の約20%を重加する特例措置を講ずるものであります。

なお、軽自動車税の引き上げにつきましては、平成27年4月1日以降に登録される車両から適用し、平成27年3月31日までに登録された車両につきましては、重加の適用を受ける車両を除き、現行と同じ税率とする経過措置を設けることとしております。

このほか、法改正に伴う所要の条文整理などを行うもので、これらの改正は所要の経過措置を設けた上で、一部を除き平成26年4月1日から施行するものであります。

次に、10ページから12ページまでになります。

報告第2号になります。大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件もただいまご説明いたしました税条例と同様に、平成26年3月31日付けで専決処分いたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額を後期高齢者支援金等課税額分に

つきましては「14万円」を「16万円」に、介護納付金課税額につきましては「12万円」を「14万円」に、それぞれ2万円引き上げるほか、国民健康保険税の軽減措置を拡充し、5割軽減世帯の所得の算定につきましては被保険者の範囲に世帯主を加えることとし、2割軽減世帯の所得の算定につきましては被保険者の数に乗すべき金額を現行の「35万円」から「45万円」に引き上げるもので、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以後の保険税について適用するものであります。

次に、予算の関係であります。

資料No. 2の大仙市補正予算〔3月専決〕をご覧ください。

1ページになります。

報告第3号であります。専決第20号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第9号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、地方自治法の規定に基づき、平成26年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、これを議会に報告し、承認をお願いするものであります。

内容としましては、各種の譲与税、交付金などの確定のほか、除雪経費の不足分、寄附採納による基金の積み立て及び特別会計繰出金について補正を行ったものであります。

予算の総額に1,805万8千円を追加し、予算の総額を503億2,470万1千円とするものであります。

また、繰越明許費につきましては、橋りょう維持費につきまして2月に発生しました館の橋の床版一部損傷に伴う足場及び実施設計等を年度内に完了することが困難なことから繰り越しをお願いするものであります。

予算の概要につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

1款市税は、市たばこ税の現年課税分として4,026万円の補正。

2款地方譲与税は、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税として合わせて513万5千円の減額補正。

3款利子割交付金は、1,019万3千円の補正。

4款配当割交付金は、994万7千円の補正。

5款株式等譲渡所得割交付金は、1,939万7千円の補正。

6款地方消費税交付金は、5,840万8千円の減額補正。

7 款ゴルフ場利用税交付金は、176万1千円の減額補正。

8 款自動車取得税交付金は、1,069万8千円の補正。

9 款地方特例交付金は、11万4千円の補正。

10 款地方交付税は、特別交付税として1,777万1千円の補正。

11 款交通安全対策特別交付金は、99万8千円の減額補正。

14 款国庫支出金は、臨時市町村道除雪事業費補助金として5,000万円の減額補正。

15 款県支出金は、福祉灯油購入費助成事業費補助金及び県道除雪費委託金として、合わせて2,570万円の補正。

17 款寄附金は、民生費寄附金及び教育費寄附金、合わせて28万円の補正であります。

歳出になります。

13 ページをお願いいたします。

3 款民生費は8千円の補正であります。

福祉灯油購入費助成事業費は、県が2月議会におきまして実施市町村を対象とした補助事業予算を計上したことに伴う財源振替であります。

地域福祉振興基金積立金は、豊成中学校の生徒会から寄附金をいただきましたので、これを積み立てるもので8千円の補正、復興支援事業費は、震災復興関連の寄附採納に伴う財源振替であります。

14 ページをお願いいたします。

4 款衛生費は、簡易水道事業特別会計繰出金として、水道使用料収入の増に伴う繰出金の補正であります。1,300万円の減額補正であります。

15 ページになります。

8 款土木費は、除雪対策費として3月中の降雪に係る除雪経費として3,100万円の補正であります。

16 ページになります。

10 款教育費は、教育文化基金積立金として宮城県名取市住民の方から寄附金があったことから、これを基金に積み立てるもので、5万円の補正であります。

17 ページをお願いいたします。

報告第4号になります。専決第21号、平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補

正予算（第6号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、簡易水道使用料収入の増に伴い、使用料及び一般会計繰入金にかかわります歳入の組み替え補正を行ったものであります。

20ページになります。

歳入2款使用料及び手数料は、水道使用料として1,300万円の補正であります。

6款繰入金は、一般会計繰入金、同額を減額補正するものでございます。

次に、平成26年度の補正予算であります。

資料No.3大仙市補正予算〔4月補正〕をご覧いただきたいと思っております。

1ページになります。

議案第65号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、館の橋床版の一部損傷にかかわる復旧工事費につきまして補正をお願いするものであります。

9,730万円を追加し、補正後の予算総額を473億2,463万3千円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入の関係であります。

19款繰越金は、前年度繰越金として980万円の補正。

21款市債は、橋りょう長寿命化対策事業債として8,750万円の補正であります。

8ページは歳出の関係であります。

8款土木費として9,730万円であります。

館の橋の復旧工事にかかわる経費の補正であります。

当該路線は幹線道路であり、交通量が多いことから、市民生活への影響を最小限にとどめるとともに、梅雨時の丸子川の増水に対応するために工期の予定を6月末工期完了を予定しております。

補正予算の内容は以上であります。

専決処分及び補正予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

【佐藤総務部長 降壇】

○議長（橋村 誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第1号から議案第65号までの5件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（橋村 誠） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後程ご連絡いたします。

午前10時18分 休 憩

.....

午前11時58分 再 開

○議長（橋村 誠） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第4、報告第1号から日程第7、報告第4号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務民生常任委員長15番金谷道男君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、15番。

【15番 金谷道男議員 登壇】

○総務民生常任委員長（金谷道男） ご報告いたします。

当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

はじめに、報告第1号「専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）」につきましては、当局の説明に対し、質疑において「軽自動車税の引き上げには問題を感じている。消費税が増税され、駆け込みと来年度からの軽自動車税の増税ということで、軽自動車の販売台数が相当あったと聞いているが、登録台数はどのようになっているのか。」との質問には「25年度末では4万5千台ほどで、軽の自家用乗用

車は1万8千台、貨物は営業も含めて1万4千台の登録となっている。また、平成25年度の新規に取得された登録台数は、全体で3千100台である。」との答弁がありました。

討論において、「急速に販売台数を拡大させている軽自動車は、経費を削るために軽に乗り換えてきた庶民に重い負担を課すものである。また、公共交通機関の衰退する地方・農村都市においては、軽自動車は通勤、通院、保育所送迎、農作業など生活に欠かせなく、2台、3台と所有している家庭も少なくない。消費税増税の上、軽自動車税の増税は二重に庶民に負担を強いることから、本案には反対する。」との発言がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもちまして、承認すべきものと決した次第であります。

次に、報告第2号「専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、当局の内容説明を了とし、質疑において「限度額が引き上がることにより限度額を超える世帯はどれほどあるのか。また、軽減税率の改善による軽減世帯はどれほど増えるものと見込んでいるのか。」との質問には、当局から「課税限度額の引き上げについては平成25年度では世帯数約130世帯、被保険者数353人で、約700万円を見込んでいる。また、軽減世帯は700世帯、被保険者数は1,700人で、約3,800万円の軽減が拡大される見込みである。」との答弁でした。

採決の結果、出席委員の一致をもちまして、承認すべきものと決した次第であります。

次に、報告第3号「専決処分報告について（平成25年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」につきましては、質疑において「復興支援事業の具体的な内容はどのようなものか。」との質問には「花火招待事業を行っており、平成25年度は258万円を支出し、先に3万6千円を財源振替し、今回この22万円は一般財源で見込んでいたものを財源振替するものである。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【15番 金谷道男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、教育福祉常任委員長10番小山緑郎君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、10番。

【10番 小山緑郎議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（小山緑郎） 休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件につきまして委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

同じく報告第3号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局の内容説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は承認するべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【10番 小山緑郎議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、建設水道常任委員長23番千葉健君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、23番。

【23番 千葉健議員 登壇】

○建設水道常任委員長（千葉 健） ご報告いたします。

平成26年第2回臨時会において当委員会に審査付託となりました事件につき、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第3号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局の説明に対し、委員から「臨時市町村道事業補助金は5,000万円減額されているが、使った分は戻せという性格なものか。」との質疑があり、当局からは「除雪経費に充当する予定であったが、3月末現在で今年の配分はなしとの報告を受けたので減額

という形をとったものであります。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決した次第であります。

次に、報告第4号「専決処分報告について（平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）」につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【23番 千葉健議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより、ただいま議題となっております案件中、報告第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、8番藤田和久君。

【8番藤田和久議員 登壇】

○8番（藤田和久） 日本共産党の藤田和久です。

私は、報告第1号、専決処分報告について反対討論を行います。

説明書にある3番目の軽自動車の税率引き上げについて反対するものであります。

軽自動車は、ガソリンが高騰する中、燃費や購入価格、税負担など、維持管理費も安く需要が高まっているものと思われれます。特に当地では、農村として作業用として使用され、公共交通の利便性が低い地方で子どもの送迎や通勤、生活の足となっているわけでありませう。

そして、秋田県では、自動車保有台数の5割を占めていると言われております。

そして、この軽自動車税の税率引き上げは、アメリカの要求に応えたものであること、何も引き上げへの根拠がありません。そういう意味で、県民に、市民に、重い負担を押し付けるといふことで承認できかねるものでございませう。

よって、報告第1号、専決処分報告について、反対するものでございませう。

以上。

【 8 番藤田和久議員 降壇】

○議長（橋村 誠） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） これにて討論を終結いたします。

これより報告第 1 号について、起立をもって採決をいたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 22 人 起立）

○議長（橋村 誠） 起立多数であります。よって本件は、承認することに決しました。

次に、報告第 2 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより報告第 2 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

次に、報告第 3 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより報告第 3 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

次に、報告第 4 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより報告第 4 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第8、議案第65号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長23番千葉健君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、23番。

【23番 千葉健議員 登壇】

○建設水道常任委員長（千葉 健） ご報告いたします。

議案第65号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「9,730万円の工事請負費ということは、4月末からの工事費か、その前の分はどういう処置をしたのか。」との質疑があり、当局からは「それまでの分の予算については、既存の各支所の道路改良費等をかき集めて対応した。」との答弁がありました。

また、委員から「館の橋の鉄筋が雨水等でかなり錆が出ている。きちんとした工事をお願いしたい。」との要望があり、当局からは「部分的にコアを抜き出し塩分測定をしている。落ちたところの鉄筋については、さほどひどくはないが、塩分測定の結果、錆びが想定される部分があるので、必要な箇所について接合部は全て結束し、鉄筋の補強を行っていく。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【23番 千葉健議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより議案第65号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であり

ます。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(橋村 誠) 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成26年第2回大仙市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

午後 0時14分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長 橋 村 誠

議 員 大 野 忠 夫

議 員 小 松 栄 治

議 員 渡 邊 秀 俊